

フランチャイズ契約事前確認書

【ホルモン食堂 食樂】を運営している事業総本部 株式会社ケーワイコーポレーション 代表取締役 朴徳根は、ホルモン食堂 食樂への加盟希望である
様に対し加盟前事前説明及び加盟契約までの説明を受けたことを互いに証明いたします。

第一回目 平成 年 月 日に事業総本部にて総本部代表者朴徳根との
面談及び利益を保証したものではない事前説明を行いホルモン食
堂 食樂のフランチャイズ加盟契約書、運営規則書の見本を提供し
た。

第2回目 平成 年 月 日に総本部事業部長である明戸寿雄が出店希
望地にて出店場所の確認をした。

以上を説明及び書面を承諾した事を証明いたします。
尚、この書面は加盟契約とは、直ちに進行しないものであります。
この書面は、総本部及び加盟希望者共に署名捺印し各自一部を保管する。

平成 年 月 日

フランチャイズ総本部

加盟希望者

フランチャイズ加盟希望申請書

は、ホルモン食堂 食樂を運営する総本部である株式会社ケーワイコーポレーション 代表取締役 朴 茂見に対しフランチャイズ加盟を申し込むことを希望いたします。

【確認事項】

- 1、 両者とも利害関係がない事
- 2、 売上高、利益を保証した物では無い事
- 3、 総本部は、加盟希望者に対し金銭融資は、行わない事
- 4、 加盟契約書・運営規則書を事前に確認した事
- 5、 加盟希望届けまでの間、互いに不利益が生じなかった事
- 6、 互いに自己責任において進行した事
- 7、 総本部がこの加盟希望届けまで調査諸費用以外の金銭及び代金の請求が発生しなかった事
- 8、 加盟登録は、加盟契約書に互いに署名捺印した日時をもって効力が発生する事

以上の事柄に対し異議申し立てなく円滑に進行したことを証明し
ホルモン食堂 食樂 総本部 株式会社ケーワイコーポレーション
代表取締役 朴 茂見に対しフランチャイズ加盟登録を申請いたします。

平成 年 月 日

【加盟希望者】

現住所：

氏名：

印

電話番号

()

携帯電話

()

フランチャイズ運営規則書

「ホルモン食堂 食樂」のフランチャイズ運営に当たり総本部 株式会社 ケーワイコーポレーションは、加盟者 様に対し円滑及び正常に店舗のオープン及びオープン以後の運営が為されるようこの運営規則書を作成した。

双方ともこの内容をよく協議し修正箇所については、お互いが了承するまで協議するものとする。

尚、この運営規則書は、加盟契約書と同等の効力を有するものである。

以下各条項にて甲（総本部 株式会社ケーワイコーポレーション）
乙（加盟者 ）という

加盟契約名称 ホルモン食堂 食樂 店
加盟契約地物件住所

第一条（立地条件及び調査）

1. 「食樂」を開設するに相応しい立地とする。
2. 周辺に商業施設、住宅街等が隣接していることが望ましい。
3. 甲及び乙は、これらの調査のため労を惜しまないものとする。

第二条（店舗規模並びに駐車場）

1. 店舗は、甲の定める店舗イメージ合う建造物でその立地に相応したものである事。
2. 駐車場は、店舗の客席数から算出し見合った台数が確保されることが望ましい。

以上については、お互い協議の上決定するものとする。

第三条（設計）

甲は、責任を持って設計プランを行い乙に対して誠意ある説明をしなければならない。
設計プランに関わる費用は、乙の負担とする。

第四条（建築、施工）

1. 建築施工業者の指名は、甲、乙協議の上、建築施工業者を依頼する。
2. 内装工事、厨房工事、空調設備工事については、甲乙協議の上指定業者を依頼する。
3. 電気工事、ガス配管工事、水道工事、空調工事については、甲、乙協議の上依頼する。
4. 乙は、各業者に対し決められた条件や方法を守り支払いを行うものとする。
5. 甲は、各工事が日程通り進んでいるかを確認し場合によっては、各業者を集結させ円滑に進むよう協議する労を惜しまないがそれに関わる甲の経費は、乙の負担とする。

以上工事については、決められた日程を守るものとするが不測の事態が発生した場合については、この限りではない。又 甲は、一切責任を負わないものとする。

第五条（設備機器、什器、消耗品、備品の指定について）

1. 厨房機器及び機材並びに什器に関しては、甲のリストを基に甲及び甲の指定業者並びに甲、乙が協議し選任した業者より購入する。
2. レジシステム機器については、甲より承認された物を購入する。
3. オンライン機器のハード、ソフトについては、甲の指定した業者より購入及び代理店契約並びにリース契約をするものとする。
4. 消耗品、備品、清掃具など市販の雑品類などは、甲のリストを基に乙が購入する。
5. 商標、ロゴマークなど入る消耗品は、甲又は、指定の業者より購入する。
6. 有線放送などの機材購入及び契約は、乙の責任において行うものとする。
7. 乙は、店の代表電話を申し込み FAX 付き電話機を購入すること。又、Web 発注システムの為にブロードバンド回線（フレッツ光回線が望ましい）にて早めに契約を済ませ電話番号を甲に知らせること。
8. 店内装飾品については、甲の指導の下にイメージを損なわない物を乙が購入し装飾する。但し乙の地域にイメージに合った装飾品がない場合乙の費用にて甲が調達する。
9. 店内にて煙草の自動販売機の設置を認めるものとする。但し図面上の寸法以内の大ききにとどめる事。
10. 設備機材などの新品保証期間が終了した場合、保守点検契約を各業者と取り交わすことを推奨する。
11. 日常業務における帳票類作業軽減及び発注業務にパソコンを導入する。

第六条（食材及び備品類・消耗品の発注・供給について）

食材及び備品類・消耗品の仕入先については、品質及び味の均一性並びにフランチャイズチェーンにおけるスケールメリットによる原材料費・物流費の安定のため、乙は、この規則書に定められた業者から供給する。

以下の仕入先より食材及び備品・消耗品を供給する。

- 甲（株式会社ケーワイコーポレーション）＝お土産用冷麺、ギフト物販用冷麺、割引券、企画物、網洗浄代、システムに関わる費用等
- 株式会社 にまいばしミート＝カルビなどの精肉、内臓肉、冷麺用チャーシュー、一般食品等
- 株式会社モリレイ＝生鮮野菜、KY工場製品、一般食品、冷凍食品、消耗品等
- 東北大栄プラスチック株式会社＝食器、厨房備品、消耗品、備品類等
- 酒類ドリンク類については、甲の指定しているメーカーの商品を仕入れるものとする。

その他の仕入先については、協議し決めるものとする。

第七条（従業員の採用について）

1. 従業員の採用については、基本的に乙の責任で行うものとする。
2. 正社員については、オープン日より早めに、採用しておくことが望ましい。
3. パート、アルバイトの採用については、オープン日二週間前には、ある程度決めておくことが望ましい。
4. 工事完了引渡し後、従業員（パート、アルバイト）の教育訓練を行うのでこの期間については、従業員に対しできる限り休まず出勤するようお願いをする。
5. 基本的に乙の責務としてオープン日まで教育訓練を取り行う事とするがオープン前日までに乙は、教育進行状況の必要性に応じて甲に指導を依頼することができるものとする。

第八条（総本部からの派遣指導について）

1. 乙は、初めての加盟店であり基本的に甲は、引渡し日よりオープン前の4日間までの教育に関わる派遣指導員1名とオープン日より3日間は、円滑な店舗運営が遂行される様、派遣指導員1名を派遣するが派遣指導員の交通費、宿泊費、等の経費（実費）を甲が請求した場合には、乙が全額負担しなければならない。尚、乙が甲に対し規定期間外の指導延長依頼が発生した場合には、3の項目による一人当たりの日当、経費を乙は甲に対し支払うものとする。
2. 甲は、定期指導のため、毎月1回乙の店舗に指導員を派遣する。尚、指導のためにかかる経費（交通費、宿泊費）について甲より請求があった場合には、乙が全額負担するものとする。
3. 甲は、定期指導以外にも店舗の運営状況により乙から指導要請及び業務派遣要請があった場合指導員又は、業務派遣をするものとする。但し、定期指導以外の派遣に対して乙は、一人当たり日当、部長級金20,000円、役職級金15,000円、一般職級金10,000円を経費（交通費、宿泊費）と共に甲に対し支払うものとする。

第九条（帳票類について）

1. 乙は、定められた各種の帳票を使い決められた日時までに甲に対し報告、発注業務を必ず行うこと。
 - ① 月例日別売上計画書は、前月25日までに翌月分をメール又は、FAXにて送る。
 - ② 損益結果数値は、毎月8日までにメールにて添付ファイルで送る。
 - ③ ワークスケジュールは、毎日店舗業務終了までにその日の分をFAXにて送る。
 - ④ 各種イベントに対しての結果状況及び要望などの報告書をイベント終了後、7日以内にメール又は、FAXにて甲に送る。
 - ⑤ 甲が要請するアンケート用紙（期間中）は、期間終了後問題点などをチェックし速やかに郵便又は、運送便にて甲に送る。
 - ⑥ 食材並びに商標類等の消耗品の発注業務については、定められた時間内までにWebにて発注及びメール又は、FAXにて指定先に送ること。
 - ⑦ 甲より新たな書類の要請が出た場合その日時を守り提出すること。

第十条（会議、研修会、セミナーなどの出席について）

1. 乙は、甲が主催するオーナー会及び年 4 回の四半期合同店長会に加盟店オーナー又は、経営権限者が出席すること
2. 乙は、毎月 1 回本部主導にて行う店長会（業績検討会）には、必ず店舗責任者が参加すること。（年次計画書に記載）
3. 乙は、甲の行う社員研修会に甲より要請があった場合には、極力責任者を参加させる事（年二回、年次計画書に記載）
4. 甲の奨めるセミナー・研修会・繁盛店視察等にできるだけ参加させること。

以上の乙の社員参加にかかる費用は、乙が負担すること。

第十一条（店舗の営業日時及びコミュニケーションについて）

1. 営業時間は、基本的に開店時間 PM 17:00・閉店時間 AM 01:00 とするが
甲乙協議の上、定め決めるものとする。
2. 基本的には、年中無休とするが甲乙協議の上、休店日を定めることも可能とする。
（上記以外の休店日に関しては、事前に甲の承諾を得ねばならない。）
3. 朝礼の慣行 毎日開店 10 分前には、朝礼を行うものとする。
（前日の報告、当日の重要業務報告、品切れ等を行う）
4. 毎月最低 1 回は、クルー（店舗従業員）のミーティングを行う。
（ミーティングの結果を必ず書面又は、メールにて本部に報告すること）

以上の日時に関しては、甲の要請に準じているが甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の運営規則に基づき「食樂」の運営に相互とも最大限努力をするものとする。

この運営規則書の規約改正・規約追加及び削除がある場合その都度、覚書を発行し定めるものとする。

以上の規則を了承した証として本規則書を二部作成しこれに記名捺印して各自一部を保管する。



平成 年 月 日

(甲) 総本部

印

(乙) 加盟者

印

本規則書の効力は、加盟契約書に記載されている期間まで効力を発効するものとする。

ホルモン食堂 食楽 総本部

株式会社 ケーワイコーポレーション

代表取締役 朴 茂見

フランチャイズ加盟契約書

見本

(前文)

縁^{えにし} あって「ホルモン食堂 食楽」の事業展開に御参加いただく加盟店の皆様には、「ホルモン食堂 食楽」の経営理念を正しく認識していただき、この事業のフランチャイズ展開の意義、目的を十分にご理解いただくことが、この事業を成功していただく唯一無二の絶対条件であります。

一、「ホルモン食堂 食楽」の経営理念と企業コンセプト

経営理念（私達の心）

とも まな とも よろこ
共に学び、共に喜びを！

えにし ひとたち こころ あ
縁ある人達と心を合わせ、

たが にんげん
お互いが人間として、

ただ こころ みが あ
より正しい心を磨き合い、

じ たとも よろこ あ
自他共に喜びをわかち合える

じんせい あゆ
人生を歩む。

“^{きょうせい}共生”

人を大切にする。^{えにし}縁を大事にする。

人の心（誠）を大切に心を寄せ合って生きる。

人間社会、特にサービス業は、人と人が縁を大切に磨き合う事によって生成発展すると信じます。

- ・フランチャイザーとフランチャイジー
- ・上司と部下
- ・マネージャー（現場管理者）とクルー（営業現場のパートタイマー、アルバイト）
- ・店舗メンバー、本部メンバーと取引業者
- ・店舗メンバーとお客様

人、人、人・・・・・・・・

見本

人の「出会い」を感謝し、「一期一会」の心でお互いの縁を大切にしましょう。

一、 人材育成の徹底励行

「魂」のある人を育てる。

- * 「魂」のある人とは、縁を大切に「信義、誠実」を全うする人と言う。ハングリー精神で「自己実現」を果たす人と言う。

一、 人は、資源なり

脳力開発の実践によりプロの能力を養成する。

- * 脳力を開発し全社員に技能技術の練磨と各種資格の取得を実行させ魂のある実業人にする。

一、地域の縁を大切にし、地域社会に「お役立ち」の心で毎日の業務に精進する。

“食”＝人を良くする＝“愛の具現”

私たちの仕事は、朝鮮、韓国料理の心“薬食同源”の具現です。

「体にやさしい料理」を提供します。

又、お客様に誠心誠意をもって尽くし、“心のふれ合い”ができるサービスを実践します。

お客様と店舗メンバーが「正しい氣」の交流＝キャッチボールを果たせた時、やまなか家を具現できるのです。

“元氣”

お店全体が善意に満ちあふれ、誰に対しても親切で、優しく、明るく、朗らかで、生き生きし、キビキビした行動、さわやかで清潔な店と人達が一杯。そういう店でありたい！お客様に、働く人達に、心のやすらぎ、ほのぼのとした温かさを感じていただけるために毎日努力しよう！

二、 フランチャイズ展開の意義目的

日本の外食産業界は、第三の変革期を迎えております。 大手外食チェーンの牙城を凌ぐ勢いで新興チェーンが出始め今各地において、真に顧客の多様なニーズに応える活動が生じております。

焼肉業界も在日朝鮮、韓国の人達の汗と努力の結晶の時代から大きく様変わりしここ数年間には、今までと異なる様々な人達が、日本に適し各地域に根を下ろした焼肉店を展開するに至っております。

幸い現時点においては、“民族の血”と“食の理念”が一般日本人の飲食業者より幾分この業界をリードしておりますが努力と向上に努めなければ決して優位性を保てる状況ではありません。

又、長引く経済不況と企業の競争力が問われている今日、昨今とは違う新しい経営の手法を求められております。

一般消費者においては、食品に対し敏感に反応し又企業もモラルを多大に問われる時代となり正しい経営に取り組む企業を消費者は応援してくれるものと思います。

まだまだ改革の余地はたくさん残されています、日本の外食ビジネスの巨大な一角を構築できるチャンスです。

本気で猛烈にチャレンジすれば大手外食チェーンや新興チェーンに匹敵するビジネス

見本

を構築し得る可能性を有しています。

私は、私の会社のみが大手チェーンに成長することを求めています。

私と志を同じくする、縁ある人達と固く団結し、同志結合体としてこの日本の地に一大ビジネスを構築する夢を抱きました。

同志の仲間を東北の地から初めて日本全国に求め、沢山の仲間と「心、技、体」を磨き合える真の理念共同体を創造したいのです。

21世紀に入り今まさに共生の時代です。人間も人類社会の幸福を求めるには、地球の全てに目を向け地球全体の生成発展に力を尽くさねばならぬ時代で、一個人、一事業体の生成発展にのみとらわれる“小我の時代”は、終わりました。

私は、浅学非才ですが一度しか生きられない人生を精一杯努力して社会人として、実業人として己の可能性にチャレンジしたいのです。

子孫がこの日本の地に希望を抱いて生きていくことのできる種を少しでも蒔いて生を全うしたい。

私は、私の志を理解し、支援し、共に育んでいく同志を心から求めています。

同志と共に夢を膨らませ、一步一步着実に、迅速に、実現して行きたい。

夢の実現の第一歩として「やまなか家」及び「食樂」ビジネスのフランチャイズ事業をスタートさせました。

先ず、一店の健全な事業運営から始め、段々とお互いの努力で夢を描き、具現していきましょう。

私は、私と共に夢を描き、夢を実現していく実業人を同志として求めています。

従来のフランチャイズビジネスのあり方を踏み越えて、真に同志として事業の生成発展にチャレンジしていただける実業人をフランチャイジーとして組織し、共に共存共栄の道を創造していきたいのです。

(本文)

ホルモン食堂食樂のフランチャイズ本部である株式会社ケーワイコーポレーション(以下甲という)と加盟者(以下乙という)は、信義、誠実の原則に則り相互の信頼関係の保持と相互の利益享受、並びに飲食経営を通じて社会に貢献するために以下の通り本契約を締結した。

なお、本契約の当事者は、この契約を締結するに当り次の事を確認した。

1. 本契約当事者双方は、それぞれ独立した事業者であり、共同出資関係・代理関係・雇用関係のいずれも存在しないこと。
2. 甲は、乙に対して本契約締結の意思決定をするために、必要な情報を開示し且つ、詳細な説明を行ったこと。又、乙が本契約締結を検討するのに、7日以上の時間を置いたこと。
3. 甲が乙に対して行った「ホルモン食堂 食樂」の説明及び諸書類は、あくまでも乙の可能性について触れたものであり、乙の利益確保に保証を与えたものでないこと。
4. 本契約を締結する条件として(以下丙という)を保証人として定めること

見本

第一条（フランチャイズ加盟権の契約）

甲は、乙に対し甲が開発した調理及び加工販売の方法を用いて食樂の経営並びに運営を運営規則書の定めに基づいて実施することを許諾する。

第二条（商標等の使用）

甲は、乙に対し、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として甲が開発した商標・意匠・サービスマーク・ロゴマーク等の商標を以下の条項に基づいて使用することを許諾する。

1. 乙はその権利許諾地の出店・開店にあたってその住所・名前他の情報を文書によって甲に報告しなければならない。
2. 甲が乙に対して使用を許諾する商標並びに標章類の詳細は運営規則書に定める。
3. 乙は、使用許諾された商標並びに標章類を本契約に基づいて行う事業目的以外に使用してはならない。
4. 乙は、本契約が終了し以後再契約の意向がない場合には、その理由の如何を問わず商標類の使用を直ちに中止しなければならない。

第三条（権利許諾地）

本契約に基づいての権利許諾地は、次の場所とする。

住所

所有者名

所有者所在地

第四条（運営技術指導）

1. 甲は、乙に対して、営業を開始する前及び本契約期間中、食樂の事業を運営するために必要に応じて知識・技術を習得させる責務を有する。
2. 甲は、乙に対して新規開発商品及び新システムを随時開示していく。
3. 乙は、食樂の名声と信用を維持するために、甲の指導助言を素直に聞き入れ店舗の管理・運営をしなければならない。
4. 甲が乙に与える助言は、運営規則書・調理基準書・マニュアル等に定めるが他の問題点が生じた時は、随時指導助言をする労を惜しまない。
5. 乙の要請により甲は、乙の店舗にて接客・調理技術のスタンダード業務に対しコンサルタント業務を行なうことができるが経営状況指導は、行なわないものとする。この場合の経費及び費用は、運営規則書の派遣費用と同等額とする。

第五条（供給食材と消耗品、その他、規格の維持）

1. 乙は、食材並びに消耗品・什器・備品などを甲又は、甲の指定業者又は、書面による許諾した業者以外から供給を受けてはならない。
2. 甲が乙に、供給した食材及び、その他の支払は、毎月末締めで計算し乙に対し翌月10日までに請求し乙は、25日までに甲の指定銀行へ振込支払いをする。
3. 乙は、甲が乙の同意を得て行う販売促進の費用を一部負担しなければならない。但し、その負担額は、双方協議の上その都度決定するものとする。

見本

4. 乙が単独で行う広告宣伝・催し物その他の販売促進については、食樂のイメージの統一及び、品位の維持を図るため、乙は、事前にその内容・方法等を書面にて甲に報告しその承認を受けなければならない。

第六条（供給食材と保証）

1. 甲は、本契約に基づき、乙に対して食材を供給する。
2. 乙は、甲の供給する以外の商品を使ってはならない。
3. 甲は、乙の事業活動の円滑な推進のため、必需の食材を滞らせてはならない。
4. 乙は、甲の供給する食材を勝手に加工したり甲以外の業者に製造加工依頼をしたことが発覚した際、甲は直ちに乙に対し商標等の使用許諾を取り消し損害賠償を請求する。
5. 乙は、甲の指定する取引業者への支払いを延滞してはならない。尚、事情があり支払期日に支障が出る場合は、必ず支払前日までに甲に了承を得るものとする。

第七条（商品の品質管理及び管理）

乙は、お客様に提供する商品の品質及びサービスの均一性を維持し、食樂全体の名声と信用を向上させるため、次に掲げる運営方針を遵守しなければならない。

1. 商品の製造・調理及び販売並びにサービスの提供にあたっては、甲の定める方針・規格・基準・マニュアル等を厳守しなければならない。
2. 調理・加工方法・味付け等を変更してはならない。
3. 甲が指定する商品以外、販売してはならない。
4. 甲が供給する商品並びに原材料等を食樂のフランチャイズに加盟していない他の店、もしくは同業者に提供譲渡してはならない。
5. 商品及び原料等は甲が指定した物でなければならない。
6. 甲の書面による事前の承認ある場合を除き、加盟店舗に各種商品の自動販売機・娯楽設備等を設置してはならない。
7. 甲が指定する商品及び原材料については、運営規則書に定める。
8. 上記7項目は、事前に本部と話し合い書面にて承認を得たるものは、この限りでない。

第8条（イメージの同一性）

1. 乙は、ホルモン食堂食樂のイメージの同一性を維持するために店舗の造作・設備・什器備品・資材等の調達は次の方法で行う。
2. 店舗の建築・改築等については、甲が定めた規格に従い甲が指定するプランニング業者にプランニング依頼し乙の指定許諾した施工業者に依頼し実行する。
 - ① 店舗の仕様・設備等については、甲に書面による承認を受けない限りこれに変更を加えてはならない。
 - ② 営業に必要な設備・機械器具・什器設備等は、甲の定める規格の物を購入する。
 - ③ 営業に必要な包装資材・シール・ラベル・ユニホームその他の副資材・消耗品は、甲の指示する物品を購入しなければならない。
3. 甲は、乙の店舗・備品・什器備品・副資材・消耗品等の仕様・規格・標準を定め、乙が必要とする物品の斡旋を行わなくてはならない。

第九条（物件の保全修理）

見本

乙の関与する加盟店舗の建物・設備の物件について乙は、自己の費用において十分な維持管理の責任を負う。

第十条（返品）

乙が甲の指定する業者から購入した商品・原材料その他の物品は、甲に返品はできない。但し、購入時点における不良品は、その責めに帰すべき納入者の負担とし、責任所在不明のものは、甲と乙が協議の上、迅速且つ円満に解決する。

第十一条（従業員の雇用及び管理）

1. 乙は、店舗責任者の他にも正社員、パートタイマー、アルバイト等を採用し食樂の事業が提供する商品・サービスの質を維持するために相応した従業員を雇用しなければならない。
2. 乙は、店舗の従業員構成を書面にて甲に報告しなければならない。
3. 乙は、店舗の全ての従業員に対し手洗いの徹底と食材の取扱いについて十分な衛生管理を徹底する。
4. 店舗に携わる全ての従業員は、甲の指定するユニホームを正しく着用する。
5. 乙の経営者は、従業員が食樂の信用を害し、また不利益となる様な行為をしないよう自己の従業員を管理・監督する義務を負う。

第十二条（営業専念の義務）

1. 乙は、事業の業績を上げるために最善の努力をしなければならない。
2. 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、甲の指定する商品と類似する商品を取り扱う法人を設立又は、店舗を持ってはならない。
3. 乙は、関与する店舗の毎日の営業日時、営業時間を甲の定めた通り運営しなければならない。詳細は運営規則書に定める。但し、甲に対し事前に協議し承認を得た場合についてはこの限りではない。

第十三条（衛生管理義務）

乙の経営者又は、管理者は、食中毒が社会に及ぼす影響の大きいことを考慮して、店舗の施設・設備・商品等及び従業員の衛生の徹底を期するために、衛生管理の教育を継続的に実施しなければならない。

「食品衛生法上の資格取得を必ず行なうこと」及び法で定められた検査を随時行なうこと。

第十四条（報告義務）

乙は、甲の定めた開示情報に必要な報告書を定めた日時を持って甲に報告しなければならない。詳細は運営規則書に定める。

第十五条（付保義務）

乙は、不測の事故や災害に備えて、事業運営の万全を期すために各種保険に加入することを推進する。

見本

第十六条（守秘義務）

1. 甲は、乙から提出された運営内容については、法令により開示の義務を負う場合を除いてこれを第三者に開示してはならない。
 2. 乙は、本契約により知り得た食樂の事業に関する秘密及び甲の不利益になる事項・情報を第三者に漏らしてはならない。
 3. 本契約に基づき甲が乙に提供するマニュアル及び機密書類は、甲の所有に属し、乙に貸与するものであるので、乙は、責任を持って秘密を守るようにする。
- 上記三項目については、甲、乙とも従業員に漏らさぬよう徹底させる。

第十七条（契約期間）

本契約上の商標等を使用する期間は、本契約に定められた満5年間とする。
但し期間終了を迎えるにあたり互いに終了の意義無き時は、本契約条項を一年区切りにて毎年事に自動更新する。

第十八条（契約終了後の処理）

- 本契約の終了又は解除の時は、乙は関与する店舗に次の事項を行わなくてはならない。
1. 甲から使用許諾された商標類の使用を直ちに停止し乙の費用にて看板・構造物・メニュー・その他展示物にいたるまで一切の商標類を撤去しなければならない。
 2. 乙が看板・構造物から商標類を撤去しない場合、甲又は、甲の代理人は、乙の費用にてこれらを撤去・抹消することができる。
 3. 甲から提供されている各種マニュアル及び機密書類を全て甲に速やかに返還しなければならない。

第十九条（契約終了後の制限）

1. 乙は、本契約解除・終了後2年間は、直接・間接を問わず、食樂に類似する事業を営んではならない。
2. 本契約による営業上の秘密は、本契約終了後も漏らしてはならない。

第二十条（契約の改訂）

本契約当事者双方は、本契約書に定めのない事項について、別に定める運営規則書・付属文書を本契約と同等の効力をもつことを確認し、これらに定めた規定を遵守しなければならない。

第二十一条（管轄裁判所）

本契約から生ずる紛争を裁判によって解決せざるを得ない場合は、甲の所在地の裁判所を管轄裁判所とする。

第二十二条（不可抗力による免責）

本契約による双方の当事者もストライキ、ロックアウトその他労働争議、暴動、火災、天災、行政機関の措置又はその他の合理的支配を超えた原因による債務の不履行については相手方に与えた損失・損害については、その相手方に対し責任を負わない。

第二十三条（加盟金及び加盟取引保証金）

見本

乙は、以上の項目を了承し本契約成立日までに速やかに甲に対し支払うものとする。

加盟金 金 1,500,000 円也

(加盟金の内訳、商標・意匠使用权、各種マニュアル使用料、開店までの研修費)
上記加盟金についてはいかなる場合も返還しない。

加盟取引保証金 金 500,000 円也

上記加盟取引保証金については、5 年間の加盟契約解除まで無利子にて甲が預かるものとする。

又、17 条の自動更新適応時には、加盟取引保証金を引き続き甲が預かるものとする。

尚、加盟取引保証金は、甲の指定している取引先への支払いが滞った場合、この預り金の範囲内にて甲が立替支払いを行う事が生じた場合、乙は速やかに甲へその金額を返済するものとする。

但し契約上の不誠実な延滞が発生した場合には甲は、乙に対し営業停止又は加盟契約の解除をできるものとする。

第二十四条 (ロイヤリティーについて)

ロイヤリティーの定義

30 坪の店舗までは、店舗有効全面積に対し 1 坪あたり 5,000 円 (税別) とする。

30 坪を超える店舗に対しては、月額 150,000 円 (税別) を上限とする。

尚、本契約内途中にて改築にて店舗面積が変更した場合には、改築にての坪数に金額変更するものとする。

乙は、甲に対し上記で定めた月額 円 (税別) のロイヤリティーを翌月 25 日までに甲の指定銀行へ振り込み支払いする。但し振込手数料については、乙が負担する。

【指定振込先】

東北銀行 北上支店 普通口座 0 5 5 4 1 6 7

名義 株式会社 KYコーポレーション (カ) ケーワイコーポレーション

第二十五条 (コミュニケーション)

甲は、等フランチャイズビジネスの意義目的に則り、フランチャイザーとフランチャイジーの心の交流、気の交流を促進して、甲乙相互がより人格、識見を練磨すると共に理念共同体としてのパワーを強力に推進するため、次の機会を設ける。

オーナー会、マネージャー会、現場交流体験会、年次総会、研修会、等会の詳細、内容、行事、日時、スケジュール等は、別に定める。万障繰り合わせて皆勤を要請する。

第二十六条 (契約の解除)

一、 甲は、乙が以下の行為を為した場合、文書により改善を要求し、3 ヶ月の猶予期間をもって無条件に本契約を解約し、損害賠償を求めることができる。

1. 信義誠実の原則に反する行為。
2. ロイヤリティーや当社取引代金及び仕入先等への取引代金の不払い。
3. フランチャイズ加盟契約並びに運営規則に違反する行為。又、以下の事項が生じた場合は、無条件にて即刻契約を解除する。

① 乙が、銀行取引停止処分及び公権力等による差押、仮差押、公売処分、並びに

見本

整理、和議、民事再生、会社更生手続き、破産の申立て等による正常な経営が不能な状態が生じた場合。

② 乙の代表者及び役員に相当する者が犯罪行為を為し、社会的信用を失墜した場合。

二、 乙は、契約期間中、乙側の万一やむを得ぬ事情により本契約を解約する必要がある場合、書面により 6 ヶ月前に甲に申請し、甲の承認を得て本契約を解除することができる。但しこの場合乙は、加盟終了月後の 6 ヶ月分に相当するロイヤリティー額を違約金として甲に支払わなければならないものとする。

乙は、以上二十六条の契約項目に基づき食樂の営業に努力し、相互の繁栄のためお互いに利害を超えた同志的結束にて互いに全力を尽くすものとする。

この加盟契約書の規約改正・規約追加及び削除がある場合その都度、覚書を発行し定めるものとする。

以上の契約を締結した証として本契約書を二部作成しこれに記名捺印して各自一部を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 総本部

印

(乙) 加盟者

印

(丙) 保証人

見本

印

本契約書の効力は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで効力を発効するものとする。

ホルモン食堂 食樂 総本部
株式会社 ケーワイコーポレーション
代表取締役 朴 茂見